

2020年10月12日

株 主 各 位

東京都千代田区神田多町二丁目1番地

**株式会社大盛工業**

取締役会長兼社長 関 忠 夫

## 第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、株主の皆様の安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年10月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「QRコード」または「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2020年10月27日（火曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

賛否のご表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせていただきます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、42頁から43頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |      |   |  |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年10月28日（水曜日）午前10時  |
| 2. 場 | 所 | 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号<br>ホテル ラングウッド 2階 孔雀の間<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第54期（2019年8月1日から2020年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第54期（2019年8月1日から2020年7月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件  
第3号議案 会計監査人選任の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人  
として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する  
書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎なお、本株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類並びに事業  
報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、書面による郵送また  
はインターネット上の当社ウェブサイトにおいて掲載することにより周知させ  
ていただきます。

◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「新株予約権等の状  
況」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」につきまし  
ては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりま  
すので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。本株主総  
会招集ご通知の提供書面は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した  
事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成  
に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

当社ウェブサイト <https://www.ohmori.co.jp>

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年8月1日から  
2020年7月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中間の貿易摩擦問題や消費税増税による景気の冷え込みが懸念されるなど、景気の先行きは不透明な状況が続きました。また、2020年に入り新型コロナウイルス感染症の世界的拡大や、国内外の経済活動が停滞状態に陥ったことにより、景気の後退色が更に鮮明となる状況となりました。

このような状況の中、当社グループの主要事業である建設事業におきましては、生活を支える上・下水道設備の老朽化問題、豪雨対策問題等に対する早期対策の実施の必要性から公共建設投資が底堅く推移したことにより、事業環境は概ね良好な状況で推移いたしました。

建設事業におきましては、完成工事総利益の増加を図るため、工事コストの低減並びに施工期間短縮に取り組むとともに、当連結会計年度に手持ち工事の完了が集中したことに伴う工事数量の減少を補填するべく、東京都発注の上・下水道工事の受注獲得に努めてまいりました。

不動産事業等におきましては、不動産事業の賃貸収益、太陽光発電設備事業の売電収益等の安定収益の増加を図るとともに、OLYリース事業における売上高及び売上収益の増加に向け、受注エリアの拡大並びに営業力の強化に努めてまいりました。

通信関連事業におきましては、通信回線の保守・管理業務における体制強化並びに受注量の増加に向けた営業活動を継続してまいりました。

以上の結果、売上高は5,187,425千円（前期比13.2%減）、営業利益は540,069千円（前期比24.5%増）、経常利益は512,853千円（前期比11.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は337,360千円（前期比114.2%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(建設事業)

建設事業におきましては、受注高5,490,313千円（前期比41.0%増）、売上高3,974,483千円（前期比11.7%減）、セグメント利益（営業利益）449,845千円（前期比34.9%増）となりました。

(不動産事業等)

不動産事業等におきましては、不動産物件の売却並びに賃貸収入、O L Y機材のリース販売等により売上高847,614千円（前期比20.5%減）、セグメント利益（営業利益）49,658千円（前期比50.0%減）となりました。

(通信関連事業)

通信関連事業におきましては、N T T局内の通信回線の保守・管理業務等により売上高372,311千円（前期比7.8%減）、セグメント利益（営業利益）40,793千円（前期比258.6%増）となりました。

(その他)

その他事業におきましては、クローゼットレンタル事業により売上高4,658千円（前期比81.8%減）、セグメント損失（営業損失）228千円（前期は10,498千円のセグメント損失）となりました。

当連結会計年度の主な受注工事、主な完成工事及び事業別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

イ. 主な受注工事

| 発注元     | 工事名称                                       | 施工場所                          |
|---------|--------------------------------------------|-------------------------------|
| 東京都水道局  | 墨田区太平一丁目地先配水本管(600mm・500mm)布設替及び既設さや管内配管工事 | 東京都墨田区太平一丁目2番地先から同区太平一丁目5番地先間 |
| 東京都下水道局 | 港区海岸二、三丁目付近再構築その2工事                        | 港区海岸二、三丁目                     |
| 東京都下水道局 | 渋谷区渋谷四丁目、港区南青山五丁目付近再構築工事                   | 渋谷区渋谷四丁目、東一、四丁目、港区南青山五、六、七丁目  |

ロ. 主な完成工事

| 発注元     | 工事名称                                   | 施工場所                          |
|---------|----------------------------------------|-------------------------------|
| 東京都下水道局 | 千代田区外神田一、三丁目付近再構築工事                    | 千代田区外神田一、三丁目                  |
| 東京都下水道局 | 品川区上大崎三丁目、東五反田五丁目付近再構築工事               | 品川区上大崎三丁目、東五反田五丁目             |
| 東京都水道局  | 台東区蔵前一丁目地先から同区蔵前二丁目地先間配水本管(600mm)布設替工事 | 東京都台東区蔵前一丁目5番地先から同区蔵前二丁目4番地先間 |

ハ. 事業別の受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

| 区分     | 前期繰越高     | 当期受注高     | 当期売上高     | 次期繰越高     |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 建設事業   | 3,663,703 | 5,490,313 | 3,974,483 | 5,179,533 |
| 不動産事業等 | —         | 836,067   | 836,067   | —         |
| 通信関連事業 | —         | 372,311   | 372,311   | —         |
| その他    | —         | 4,563     | 4,563     | —         |
| 合計     | 3,663,703 | 6,703,255 | 5,187,425 | 5,179,533 |

(注) 当期受注高及び当期売上高は、セグメント間取引高を控除して算出しております。

## ② 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、24,329千円であります。その主なものは、OLY事業のリース材の製作における設備投資によるものであります。

また、当社において福島県に建設しました震災復興関連作業員宿舎の一部資産の売却及び除却を実施しております。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関からの借入により5,796,000千円の調達を実施いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第 51 期<br>(2017年7月期) | 第 52 期<br>(2018年7月期) | 第 53 期<br>(2019年7月期) | 第 54 期<br>(当連結会計年度<br>(2020年7月期)) |
|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 受 注 高(千円)                    | 4,397,890            | 3,318,276            | 5,366,311            | 6,703,255                         |
| 売 上 高(千円)                    | 3,858,546            | 4,140,641            | 5,975,867            | 5,187,425                         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (千円) | 34,356               | 260,872              | 157,513              | 337,360                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)               | 2.32                 | 17.58                | 10.62                | 22.74                             |
| 総 資 産 (千円)                   | 6,816,576            | 6,660,902            | 8,215,378            | 9,145,667                         |
| 純 資 産 (千円)                   | 3,528,383            | 3,768,782            | 3,865,945            | 4,142,897                         |
| 1株当たり純資産額 (円)                | 236.46               | 252.05               | 257.67               | 275.41                            |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、  
1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 51 期    | 第 52 期    | 第 53 期    | 第 54 期    |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                | 2017年7月期  | 2018年7月期  | 2019年7月期  | 2020年7月期  |
| 受 注 高 (千円)     | 4,359,470 | 2,813,291 | 4,513,821 | 5,661,699 |
| 売 上 高 (千円)     | 3,826,752 | 3,582,256 | 4,927,461 | 4,216,361 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 96,988    | 210,257   | 154,333   | 259,157   |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 6.54      | 14.17     | 10.40     | 17.47     |
| 総 資 産 (千円)     | 6,771,785 | 6,519,423 | 7,975,055 | 8,853,019 |
| 純 資 産 (千円)     | 3,591,962 | 3,781,745 | 3,875,728 | 4,074,476 |
| 1株当たり純資産額(円)   | 240.75    | 252.92    | 258.33    | 270.80    |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第52期の売上高の減少は、建設事業における完成工事高が増加したものの、不動産事業等における不動産物件及び太陽光発電設備の販売が減少したことによるものであります。また、当期純利益の増加は、建設事業における完成工事高の増加及び収益性の高い推進工事売上が主体となったこと等によるものであります。
3. 第53期の売上高の増加は、建設事業において受注工事の増加、不動産事業等において不動産物件の販売が増加したことによるものであります。また、当期純利益の減少については、福島県震災復興関連作業員宿舍の減損損失を計上したことによるものであります。
4. 第54期につきましては、前記「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容        |
|--------------------|-------|----------|----------------|
| エトス株式会社            | 30百万円 | 100.0%   | 経営コンサルタント業務    |
| 株式会社東京テレコムエンジニアリング | 10百万円 | 100.0%   | NTT局内設備の運用及び保守 |
| 株式会社山栄テクノ          | 10百万円 | 100.0%   | 建設工事の受注、施工     |
| 井口建設株式会社           | 30百万円 | 100.0%   | 建設工事の受注、施工     |

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

### (4) 対処すべき課題

建設業界を取巻く環境は、建設需要が底堅く推移していること並びに2020年に入り世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症による影響も限定的に止まっていることにより、総じて安定した状況で推移しております。

また、当社の主力事業である建設事業が行う東京都における上・下水道工事につきましても、上・下水道管の更新工事並びに下水道設備の豪雨対策工事等の早急な実施が必要な状況から、安定して工事の発注が行われており、今後も継続するものと思われまます。

このような環境において、当社グループが行う各事業における当面の課題並びに対応につきましても、以下の方針に基づき実施していく予定です。

建設事業におきましても、完成工事高及び完成工事総利益の安定的な計上並びに継続的な増額を目指し、施工工事数量の増加に向けた体制の強化を図ってまいります。

そのためには、施工管理技術者の確保、増員等の施工人員体制の強化が不可欠となるため、今後も新たな人員の採用を積極的に行っていくとともに、社員の定年後の継続雇用等の充実を図ることにより、人員の増員、確保を図ってまいります。

また、完成工事高量の拡大には、東京都以外エリアの受注にも注力していく必要があるため、優秀な技術、管理技術者を有する優良な建設会社の取得(子会社化)につきましても今後も積極的に取り組んでまいります。

不動産事業等における不動産物件の販売・賃貸事業、太陽光発電設備事業



につきましては、東京五輪の翌年への延期並びに新型コロナウイルス感染症による影響等により不動産市況の先行きが不透明な状況であるため、市況の動向を注視し、販売・取得を計画してまいります。

また、当社の独自技術であるOLY工法に使用する機材のリース事業につきましては、販売エリアが拡大している状況から、営業力の強化を図るとともに、売上高の拡大に向けた、新たな販売拠点の設置の検討を行ってまいります。

なお、福島県における震災復興関連作業員宿舍の運営につきましては、見込んでおりました宿泊収益が計上できなかったため、当連結会計年度におきまして減損損失を計上しており、今後につきましては、宿舍設備の一部売却等を行い、収容人員規模を縮小した宿泊運営を行っていく予定です。

通信関連事業につきましては、売上高及び売上総利益の増加を図るため、保守・管理要員の増員を進め、受注件数の増加に向けた営業活動に注力してまいります。

その他事業におけるクローゼットレンタル事業につきましては、引き続き利用顧客数の増加に向けた宣伝、営業活動を継続してまいります。

当社グループは、技術の集積により競争力を高めていくと同時に、株式公開企業としての社会的責任を認識し、コンプライアンス体制を重視するとともに、実効性のある内部統制システムが機能的に発揮でき得る体制の確立を推進してまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2020年7月31日現在)

当社グループは建設事業、不動産事業等、通信関連事業及びその他としてクローゼットレンタル事業等を行っております。

| 事業区分   | 事業内容                         |
|--------|------------------------------|
| 建設事業   | 建設工事の受注、施工                   |
| 不動産事業等 | 不動産の売買・賃貸等、太陽光発電設備の販売、OLYリース |
| 通信関連事業 | 通信回線の保守・管理等                  |
| その他    | クローゼットレンタル事業                 |

(6) 主要な営業所及び工場（2020年7月31日現在）

① 当 社

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 本 店     | 東京都千代田区神田多町二丁目1番地 神田進興ビル8階 |
| 葛 飾 支 店 | 東京都葛飾区水元三丁目15番8号           |
| 茨 城 工 場 | 茨城県小美玉市川戸1543番地            |

② 子 会 社

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| エトス株式会社            | 本社（東京都葛飾区）  |
| 株式会社東京テレコムエンジニアリング | 本社（東京都新宿区）  |
| 株式会社山栄テクノ          | 本社（千葉県野田市）  |
| 井口建設株式会社           | 本社（山梨県上野原市） |

(7) 使用人の状況（2020年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

|         |             |
|---------|-------------|
| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
| 101名    | 5名          |

② 当社の使用人の状況

|         |           |         |             |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
| 61名     | 1名        | 40.3歳   | 10.5年       |

(8) 主要な借入先の状況（2020年7月31日現在）

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 借 入 先             | 借 入 額        |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行   | 1,479,041 千円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 415,176      |
| 株 式 会 社 京 葉 銀 行   | 390,845      |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年7月31日現在)

#### ① 発行可能株式総数

50,555,000株

〔普通株式 : 50,000,000株  
A種優先株式 : 277,500株  
B種優先株式 : 277,500株〕

#### ② 発行済株式の総数

14,848,429株

〔普通株式 : 14,848,429株  
A種優先株式 : 一株  
B種優先株式 : 一株〕

#### ③ 株 主 数

12,379名

#### ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                        | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|------------------------------|-----------|---------|
|                              | 株         | %       |
| WINBASE TECHNOLOGIES LIMITED | 1,041,500 | 7.02    |
| 株式会社ウィークリーセンター               | 636,300   | 4.29    |
| 株 式 会 社 プ ラ ス                | 600,002   | 4.04    |
| MSIP CLIENT SECURITIES       | 588,900   | 3.97    |
| 有 限 会 社 広 栄 企 画              | 228,358   | 1.54    |
| 梶 英 夫                        | 151,600   | 1.02    |
| 大 場 健 一                      | 127,900   | 0.86    |
| 山 田 紘 一 郎                    | 110,010   | 0.74    |
| 高 橋 国 生                      | 98,400    | 0.66    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社              | 97,700    | 0.66    |

(注) 持株比率は、自己株式 (15,009株) を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状 況

### ① 取締役の状況 (2020年7月31日現在)

| 会社における地位           | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                           |
|--------------------|---------|--------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長兼社長         | 関 忠 夫   | 株式会社東京テレコムエンジニアリング 取締役会長                               |
| 取 締 役              | 福 井 龍 一 | 土 木 本 部 長<br>井口建設株式会社 代表取締役会長                          |
| 取 締 役              | 山 口 伸 廣 | 新 規 事 業 担 当                                            |
| 取 締 役              | 栗 城 幹 雄 | O L Y 本 部 長                                            |
| 取 締 役              | 織 田 隆   | 土 木 副 本 部 長<br>株式会社山栄テクノ 代表取締役社長                       |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 後 藤 俊 雄 |                                                        |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 三 浦 暢 之 | 公認会計士三浦暢之事務所代表<br>T I S 税理士法人代表社員<br>公 認 会 計 士 ・ 税 理 士 |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 池 田 裕 彦 | 池田裕彦法律事務所代表<br>弁 護 士                                   |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)後藤俊雄、三浦暢之、池田裕彦の3氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)三浦暢之氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)池田裕彦氏は弁護士士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は、取締役(常勤監査等委員)後藤俊雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役和田明彦氏は、2020年7月23日逝去により退任しました。なお、同氏は井口建設株式会社の代表取締役会長でありました。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### ③ 取締役を支払った報酬等の総額

| 区 分                              | 支 給 人 員    | 支 給 額                 |
|----------------------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(0名) | 105,590千円             |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)          | 3名<br>(3名) | 22,344千円<br>(22,344)  |
| 計<br>(うち社外役員)                    | 9名<br>(3名) | 127,934千円<br>(22,344) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は、2015年10月27日開催の第49回定時株主総会決議において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年10月27日開催の第49回定時株主総会決議において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中に費用計上した分(監査等委員でない取締役13,085千円、監査等委員である取締役924千円)を含んでおります。

### ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
 取締役(監査等委員)三浦暢之氏は公認会計士三浦暢之事務所の代表及びT I S税理士法人の代表社員を兼務しております。  
 なお、当社と公認会計士三浦暢之事務所及びT I S税理士法人との間には特別の利害関係はありません。  
 取締役(監査等委員)池田裕彦氏は池田裕彦法律事務所の代表を兼務しております。  
 なお、当社と池田裕彦法律事務所との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分                | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                               |
|--------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 後 藤 俊 雄 | 当事業年度に開催した取締役会全14回及び監査等委員会全8回の全てに出席し、必要に応じ、主に法務に関する専門的見地から、発言を行っております。    |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 三 浦 暢 之 | 当事業年度に開催した取締役会全14回及び監査等委員会全8回の全てに出席し、必要に応じ、主に財務・会計に関する専門的見地から、発言を行っております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 池 田 裕 彦 | 当事業年度に開催した取締役会全14回及び監査等委員会全8回の全てに出席し、必要に応じ、主に法務に関する専門的見地から、発言を行っております。    |

(注) 上記の取締役会以外に、会社法第370条及び当社定款第39条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 会計監査人の名称

監査法人大手門会計事務所（注）

監査法人アヴァンティア（一時会計監査人）

（注）当社の会計監査人でありました監査法人大手門会計事務所は、2020年3月30日付で退任いたしました。それに伴い、同日開催の監査等委員会において監査法人アヴァンティアを一時会計監査人として選任し、同監査法人が就任いたしました。

#### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 監査法人<br>アヴァンティア | 監査法人<br>大手門会計事務所 |
|-------------------------------------|-----------------|------------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 8,000千円         | 6,900千円          |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 8,000千円         | 6,900千円          |

- （注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、当社と会計監査人との間の監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬の妥当性を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人大手門会計事務所は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりました。

また、当社と一時会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。



### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用  
状況の概要は以下のとおりであります。

##### ① 監査等委員でない取締役（以下、「取締役」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会の諮問機関として外部有識者を主要メンバーとして設立したコンプライアンス委員会に対して、当社の主要案件・主要業務を適宜、報告することにより、外部の牽制を通じて重要事項に対する法務チェックを行う。

また、全社的な法令遵守体制の確立を図るため、業務部門から独立した内部監査室により、使用人の業務執行状況の監査を行う。そして、当社において、原則3か月に1回開催される、全役職員が出席する全体会議において、代表取締役社長及び担当取締役が法令遵守の重要性を定期的に説明し、法令遵守体制の全社的な強化・徹底を図る。

また万一、取締役または使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかに通報、相談できる体制を整備する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、その保存媒体（文書または電磁的媒体）に応じて適切に保存及び管理するものとし、また、取締役及び監査等委員である取締役は、その保存媒体を必要に応じ、閲覧できるものとする。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的に影響を及ぼす可能性のあるリスクの管理は総務部が行うものとし、各部門の所管業務に付随するリスクに関する管理は当該部門が行う。

万一、不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長若しくは代表取締役社長が指名する取締役が総括責任者となり、迅速且つ適切な対応を行い、損失を最小限に止めるものとする。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務分担を明確にし、担当職務に関する権限を委譲し、職務執行の効率化を図る。

当社の経営戦略に関わる重要事項については、社長をはじめとする取締役によって構成される経営会議において、事前に討議を行い、その審議を経て取締役会で意思決定を行う。

各取締役は、毎月開催される定時取締役会において担当職務に関する報告を行い、取締役会が、全社的な業務の効率化と方向性の統一を行い、取締役が効率的に職務を執行することのできる環境を整える。

- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の所管業務については、その自主性を尊重しつつ、事業計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、透明性を確保した企業集団のコンプライアンス体制を構築し、リスク管理体制の確立を図るため、当社事業開発担当取締役が統括管理する。
  - ロ. 子会社に法令違反があると思われる時には、当社事業開発担当取締役の指示により当社の内部監査室が、当該子会社の監査を実施する。
  - ハ. 重要事項を実施する場合、当社の稟議事項とするとともに、所定の事項については、その実施前に、当社事業開発担当取締役に報告する。
- ⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査等委員である取締役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は取締役会を開催して、監査等委員である取締役と協議のうえ、監査等委員である取締役を補助すべき使用人を決定する。
- また、監査等委員である取締役を補助すべき使用人として選任された使用人は、当該期間中は監査等委員である取締役の指揮命令の下で監査等委員である取締役の補助業務を行うものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制及びその他の監査等委員である取締役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項及び重要な決定事項、重要な月次報告、重要な会計方針・会計基準の変更、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反、その他必要な重要事項を監査等委員である取締役に報告するものとする。
- 監査等委員である取締役は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対して必要事項に関して報告を求めることができ、また、重要と思われる会議に出席することができるものとする。
- なお、監査等委員である取締役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

- ⑧ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員である取締役の職務執行に関して生ずる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。
- ⑨ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員である取締役は定期的に、また必要に応じ、代表取締役社長、会計監査人、顧問弁護士と意見交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。
- ⑩ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制  
金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価するために、「内部統制の基本方針書」「内部統制の整備・運用及び評価基本計画書」を定め、必要な業務体制を整える。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、万一疑わしき事態が発生した場合は、所管警察署や顧問弁護士と相談し、組織的に毅然とした姿勢で対応する。
- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
「内部監査計画書」に基づき、内部監査部門は監査等委員である取締役及び会計監査人と連携しながら内部監査を実施し、業務の適正性、効率性を確保している。なお、業務執行取締役に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、当社は、2015年10月27日より監査等委員会設置会社に移行している。また、子会社の内部統制管理に関しては、当社の経営方針を子会社の経営陣に伝達するほか、子会社の従業員から情報を収集する等子会社の業務状況を継続的にモニタリングすることにより、グループ全体の内部統制システムが有効に機能するよう取組んでいる。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

- ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針  
当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・

向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様  
の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの  
良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループ  
の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グ  
ループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆  
様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも  
あります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された  
者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の  
大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

## ② 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

### イ. 企業価値向上への取組み

当社が設立された1960年代は、1964年に東京オリンピックが開催さ  
れるなど、高度経済成長期の最中でありましたが、当時の東京は下水道  
の整備が進んでおらず、都内を流れる河川はととも汚染のひどい状  
況でありました。

当社の創業者は、このような環境を憂い、「下水道を中心とした生  
活インフラの整備を通じて人と社会に貢献していきたい」という思い  
から、1967年6月に当社を設立し、「人と地球に優しい、クリーンな  
環境を未来へ」を基本テーマに、以降、半世紀以上の長きに亘り、  
上・下水道工事（以下「土木事業」といいます。）の専門業者として  
事業を行ってまいりました。

現在、東京都区部の下水道は、1994年に概成100%の普及に至った  
ものの、明治時代より始まった下水道の整備は、初期に敷設した下水  
道管の老朽化が進んでおり、新たな下水道管への入替えや補修を行う  
必要があるほか、雨水排除能力の増強や耐震性の向上などを図る再構  
築工事を行うことも急務となっており、当社の果たすべき使命はこれ  
からも増大していくものと予想されます。

また、当社は、創業時より行っており土木事業のほか、不動産  
事業等、通信関連事業を加えた3事業を主体として事業運営を行って  
おり、各事業を通じて「人と地球に優しい環境作り」に今後も貢献し  
ていくとともに、各事業の収益性を高め、高収益体質企業を目指し、  
事業を推進してまいります。

今後の当社における企業価値向上への取組みとしましては、東京都  
等における大都市の地下は、地下鉄、東電管、NTT管、ガス管等が

輻輳して埋設されており、当社が行う土木事業に関しましても、高い技術力のほか、長年積み重ねた施工経験が必要となっています。

また、土木従事者につきましては、年々人員が減少している傾向にあることから、施工管理技術者、施工を行う技能労働者の確保が難しい状況が続くものと思われます。

このため、土木事業におきましては、優秀な技術力、優秀な技術者を保有している優良な会社の子会社化（M&A）等にも積極的に取り組み、事業エリアの拡大、技術者の確保を行うとともに、専門業者として長年積み重ねてきました技術・ノウハウの継承を確実にを行い、土木事業のプロフェッショナル企業としての地位の確立を図ってまいります。

不動産事業等におきましては、安定かつ継続的な収益の確保を図るため、不動産物件の建設・販売及び賃貸事業を今後も継続するほか、当社の独自特許工法であるOLY工法に使用する覆工機材リース事業につきましては、生産・販売体制の強化を図り、関東圏を中心とした販売から全国への販売に拡大し、取引高の増大を目指してまいります。

通信関連事業におきましては、現在行っています、NTT局内の保守・管理事業に加え、関連する工事の施工体制を構築し、業容の拡大を図るとともに、土木事業との相乗効果も模索してまいります。

その他の取組みとしましては、当社グループ全体の業容の拡大、発展を図るため、新規事業の開拓にも積極的に取り組んでまいります。

#### ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「人と地球に優しい環境作り」を企業理念とした事業活動を行うことを通じて、社会に貢献することを目指していますが、その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性及び健全性を確保することが重要であると考えており、以下のコーポレート・ガバナンスの体制及び内部統制システムの整備を行っています。

##### ・コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は3名の取締役で構成され、全員が社外取締役であり、任期は2年であります。

監査等委員である社外取締役は、法務、財務・会計に関する高度の見識を有しており、取締役会に出席して取締役の職務執行に対する監視を行うことを通じて経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況全般に対する監督を行っています。

また、必要に応じて会計監査人及び内部監査人、従業員との意見交換を通じて各種情報を収集し、取締役会で決定した事項が全社的に整合性をもって実行されているかをチェックしています。

監査等委員でない業務執行取締役は5名であり、任期は1年であります。社長は全社を統括・管理しており、その他の4名の取締役は当社の主要事業の実行責任者として各部門を率いて業務を推進しています。

取締役会は、業務執行取締役5名と監査等委員である取締役3名で構成されており、原則月1回、また、必要に応じ随時開催され、経営の基本方針等の重要な事項を審議・決定するとともに、各取締役の職務執行状況及び各部門の業務推進状況を相互に監視しています。

また、取締役会とは別に毎週1回、業務執行取締役5名と常勤している監査等委員である取締役1名で経営会議を開催し、当社を取巻く経営環境の分析や経営方針の検討、各事業の進捗状況などについて意見交換を行い、情報の共有に努めています。

一方、幹部社員に対しては、当社の経営方針・経営戦略に対する理解を徹底させるため、また同時に、週単位での各部署の業務進捗状況の把握のため、毎週1回、部長職以上の社員による部長会を開催しており、その会議には、経営会議のメンバーである各取締役も出席しています。

さらに、一般社員に対しては、各四半期の決算短信発表時に合わせて、全社員が出席する全体会議を開催し、経営方針の伝達、各四半期の業績の説明などを通じて、会社情報の共有及び経営方針の徹底を図っています。

これらの活動を通じて、取締役から一般社員に至るまで、全員が会社情報・経営方針を共有し、また、各種法令を遵守し、事業目標の達成に向けて邁進しています。

#### ・内部統制システムの整備

当社は、事業活動を行うに際して、まず、当事業に関連する各種法令等の遵守を第一前提とし、そのうえで事業目的を達成するために、業務を有効かつ効率的に行い、また、その事業活動の結果を正しく財務情報として報告することが重要であると認識しており、それらを実現するために内部統制システムを構築しています。

内部統制システムにおいては、当社の事業活動に関して、まず、現状の統制環境を確認し、そのうえで各事業の実行に伴うリスクを分析し、そのリスクに対する対応を通じて統制活動を行い、また、これらの活動内容が全社的に情報として伝達されるように制度化しています。

特に、財務報告の信頼性を確保するためには、財務報告に係る内部統制の基本方針書並びに内部統制整備・運用及び評価基本計画書を策定して、財務報告に関する正確性を高めています。

また、内部統制システムに対するチェック機関としまして、監査等

委員である取締役及び内部監査人が連携して、内部統制システムが有効に機能しているかを随時監視しています。

当社は、これらの活動を通じて、当社の行う各事業に対する内部統制を徹底しています。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式等の大規模買付行為に関する対応策）

イ. 目的

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記①に記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

ロ. 概要

本対応策は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、現在の独立委員会の委員には、監査等委員である社外取締役3名が就任しています。

本対応策の詳細につきましては、当社ウェブサイト <https://www.ohmori.co.jp> の新着情報に掲載しています。2019年9月30日付開示資料「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照ください。

④ 本対応策に対する当社取締役会の判断及び判断に係る理由

当社株式等に対する大規模買付行為を行おうとする者が現れた場合、株主の皆様が、当社の経営資源その他企業価値を構成する多様な要素を十分に把握したうえで、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは容易ではないと思われれます。本対応策は、当社株式等に対する大規模買付行為が予見された場合、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、又は当社取締役会が検討を行うために必要な情報や期間を確保することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を防止することを目的としています。

本対応策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に合致したものであると当社取締役会は判断しています。

~~~~~  
本事業報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。



## 連結貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,751,409	流動負債	2,577,677
現金及び預金	2,410,892	工事未払金	298,506
受取手形・完成工事未収入金等	1,965,216	短期借入金	986,497
未成工事支出金	400,664	未払金	50,913
不動産事業等支出金	133,137	未成工事受入金	857,287
販売用不動産	2,729,451	賞与引当金	70,114
貯蔵品	41	損害補償損失引当金	55,000
その他	114,784	完成工事補償引当金	28,082
貸倒引当金	△2,779	その他	128,995
固定資産	1,394,257	未払法人税等	98,379
有形固定資産	1,048,276	役員賞与引当金	3,900
建物・構築物	378,169	固定負債	2,425,092
機械・運搬具	58,593	長期借入金	2,399,420
土地	608,922	その他	25,672
リース資産	2,589	負債合計	5,002,770
無形固定資産	67,094	(純資産の部)	
のれん	64,556	株主資本	4,085,311
その他	2,537	資本金	2,765,371
投資その他の資産	278,886	資本剰余金	704,230
長期貸付金	66,333	利益剰余金	670,117
固定化営業債権	10,083	自己株式	△54,407
保険積立金	36,578	新株予約権	57,585
退職給付に係る資産	6,203	純資産合計	4,142,897
繰延税金資産	69,739	負債・純資産合計	9,145,667
その他	107,222		
貸倒引当金	△17,275		
資産合計	9,145,667		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2019年8月1日から  
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
完成工業事業等売上高	3,974,483	
不動産事業等売上高	836,067	
通信関連の売上高	372,311	
その他の売上高	4,563	5,187,425
売 上 原 価		
完成工業事業等売上原価	3,129,178	
不動産事業等売上原価	728,652	
通信関連の売上原価	177,197	
その他の売上原価	485	4,035,514
売 上 総 利 益		
完成工業事業等総利益	845,304	
不動産事業等総利益	107,415	
通信関連の売上総利益	195,114	
その他の売上総利益	4,077	1,151,911
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		611,842
営業外利息及び配当金除斥	2,559	540,069
受取利息及び配当金の	1,775	
受助成金の	3,264	
未払配当金の	1,631	
その他	5,300	14,530
営 業 外 費 用		
支払替当金の繰入	30,526	
為替差損	1,735	
貸倒引当金の繰入	4,330	
支払手の繰入	952	
その他	4,201	41,747
経 常 利 益		512,853
特 別 利 益		
固定資産売却益	29	29
特別損失		
固定資産売却損失	7,739	
固定資産除却損失	72,976	
固定資産除却損	4,837	85,553
税 等 調 整 前 当 期 純 利 益		427,329
法人税、住民税及び事業税	92,477	
法人税等調整額	△2,508	89,968
当期純利益		337,360
親会社株主に帰属する当期純利益		337,360

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年8月1日から  
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	2,765,371	704,701	406,929	△54,632	3,822,369	43,575	3,865,945
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当			△74,172		△74,172		△74,172
親会社株主に帰属する当期純利益			337,360		337,360		337,360
自己株式の取得				△273	△273		△273
自己株式の処分		△470		497	26		26
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						14,009	14,009
当連結会計年度変動額合計	—	△470	263,188	224	262,942	14,009	276,951
当連結会計年度末残高	2,765,371	704,230	670,117	△54,407	4,085,311	57,585	4,142,897

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,064,115	流動負債	2,353,449
現金及び預金	1,883,507	工事未払金	234,416
受取手形	14,759	短期借入金	983,976
完成工事未収入金等	1,806,825	未払費用	32,530
未成工事支出金	398,715	未払金	16,804
不動産事業等支出金	133,137	未払法人税等	84,703
販売用不動産	2,729,451	未成工事受入金	809,760
貯蔵品	19	賞与引当金	60,004
短期貸付金	17,480	未払消費税等	363
前払費用	16,211	損害補償損失引当金	55,000
立替金	41,736	完成工事補償引当金	28,082
その他	25,049	預り金	34,111
貸倒引当金	△2,779	その他	13,694
固定資産	1,788,903	固定負債	2,425,092
有形固定資産	1,010,580	長期借入金	2,399,420
建物・構築物	359,361	長期預り保証金	25,672
機械・運搬具	7,090	負債合計	4,778,542
工具器具・備品	48,055	(純資産の部)	
土地	596,072	株主資本	4,016,891
無形固定資産	1,643	資本金	2,765,371
ソフトウェア	1,140	資本剰余金	704,230
その他	502	資本準備金	167,053
投資その他の資産	776,679	その他資本剰余金	537,176
関係会社株式	479,143	利益剰余金	601,697
保険積立金	28,577	利益準備金	25,223
長期貸付金	116,333	その他利益剰余金	576,474
固定化営業債権	10,083	繰越利益剰余金	576,474
破産更生債権等	478	自己株式	△54,407
前払年金費用	6,203	新株予約権	57,585
繰延税金資産	69,500	純資産合計	4,074,476
その他	95,770	負債・純資産合計	8,853,019
貸倒引当金	△29,411		
資産合計	8,853,019		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2019年8月1日から  
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
完 成 工 事 高	3,375,731	
不 動 産 事 業 等 売 上 高	836,067	
そ の 他 の 売 上 高	4,563	4,216,361
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	2,650,366	
不 動 産 事 業 等 売 上 原 価	728,652	
そ の 他 の 売 上 原 価	467	3,379,485
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	725,365	
不 動 産 事 業 等 総 利 益	107,415	
そ の 他 の 売 上 総 利 益	4,096	836,876
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		341,900
営 業 利 益		494,975
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	2,781	
受 取 保 険 金	1,775	
未 払 配 当 金 除 斥 益 入	1,631	
雑 収 入	5,705	11,894
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,431	
為 替 差 損	1,735	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5,374	
雑 支 出	5,005	42,545
経 常 利 益		464,324
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	29	29
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	7,739	
減 損 損 失	72,976	
固 定 資 産 除 却 損	4,820	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	56,856	142,393
税 引 前 当 期 純 利 益		321,960
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	65,713	
法 人 税 等 調 整 額	△2,909	62,803
当 期 純 利 益		259,157

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年8月1日から  
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当 期 首 残 高	2,765,371	167,053	537,647	704,701	17,806	398,906	416,712	△54,632	3,832,152	43,575	3,875,728
当 期 変 動 額											
剰余金の配当					7,417	△81,589	△74,172		△74,172		△74,172
当期純利益						259,157	259,157		259,157		259,157
自己株式の取得								△273	△273		△273
自己株式の処分			△470	△470				497	26		26
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										14,009	14,009
当期変動額合計	-	-	△470	△470	7,417	177,567	184,985	224	184,738	14,009	198,748
当 期 末 残 高	2,765,371	167,053	537,176	704,230	25,223	576,474	601,697	△54,407	4,016,891	57,585	4,074,476

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る一時会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

株式会社大盛工業  
取締役会御中

2020年9月25日

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 木村直人 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加藤大佑 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大盛工業の2019年8月1日から2020年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大盛工業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る一時会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

株式会社大盛工業  
取締役会御中

2020年9月25日

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 木村直人 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加藤大佑 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大盛工業の2019年8月1日から2020年7月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2019年8月1日から2020年7月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年9月28日

株式会社大盛工業 監査等委員会

常勤監査等委員 後藤俊雄 ⑩

監査等委員 三浦暢之 ⑩

監査等委員 池田裕彦 ⑩

(注) 監査等委員後藤俊雄及び三浦暢之並びに池田裕彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株 主 総 会 参 考 書 類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社では株主様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけており、近時の業績を勘案して、期末配当金につきましては以下のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 7円 総額 103,833,940円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日（支払開始日）  
2020年10月29日（木）

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案で取締役という。）関忠夫、福井龍一、山口伸廣、栗城幹雄、及び織田隆の各氏は本総会終結の時を以て任期満了となります。また、取締役和田明彦氏は2020年7月23日に逝去され退任しております。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	せき 関 忠 夫 (1949年8月29日)	1973年4月 日本電気精器株式会社入社 1983年10月 ジーシー株式会社入社 1986年3月 ロジック・システムズ・インターナショナル株式会社入社 1991年7月 クラウン株式会社入社 1994年10月 当社入社総務部長代理 1995年4月 当社総務部長 2004年10月 当社取締役総務部長 2011年3月 当社常務取締役管理本部長 2011年12月 当社代表取締役社長 2015年10月 当社取締役会長 2017年5月 株式会社東京テレコムエンジニアリング取締役会長（現任） 2018年9月 当社代表取締役会長 2020年7月 当社代表取締役会長兼社長（現任）	21,156株
	取締役候補者としての理由	当社入社以来、当社業務全般の効率化を推進するとともに、当社事業の改革を行い、当社が安定的に成長していくための事業基盤の整備を行いました。また、当社業容の拡大を目指して当社及び当社グループの各事業を有機的に発展させるための経営戦略の策定を積極的に行っております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
2	ふく い りゅう いち 福 井 龍 一 (1955年2月21日)	<p>1977年4月 当社入社 1993年11月 当社土木部工事課長 2003年4月 当社土木部技師 2004年10月 当社取締役土木部技師 2006年4月 当社取締役土木部長 2011年3月 当社取締役土木本部長（現任） 2018年9月 井口建設株式会社取締役 2020年7月 井口建設株式会社代表取締役会 長（現任）</p> <p>取締役候補者 とした理由</p> <p>当社入社以来、土木事業に従事し、上・下水道事業に関する豊富な経験と知識を有しており、取締役土木部長就任後は、土木部門を統括管理し、土木事業の拡大及び効率化を実現いたしました。また、子会社である井口建設株式会社の代表取締役会長として、同社の業容の拡大に努めております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	12,005株
3	やま ぐち のぶ ひろ 山 口 伸 廣 (1948年7月24日)	<p>1970年5月 大道建設株式会社代表取締役 1993年2月 桜木建設株式会社代表取締役 1998年3月 ヒューネット建設株式会社代表 取締役 1998年6月 株式会社ヒューネット（現 株 式会社R I S E）取締役 2007年8月 株式会社総合企画代表取締役 2010年4月 学校法人さいたま学園（現 学 校法人山口総合学園）理事長 （現任） 2010年8月 当社取締役 2011年3月 当社取締役不動産本部長 2012年8月 当社取締役新規事業担当（現 任）</p> <p>取締役候補者 とした理由</p> <p>不動産業界及び会社経営の豊富な知識と経験により、当社入社以来、不動産事業を推進し、また、独特の経営センスにより事業チャンスを一瞬時に捉え、事業として確立させ、当社業績に寄与しております。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	10,940株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
4	くり き みき お 栗 城 幹 雄 (1967年4月7日)	2001年3月 キャピタル建設株式会社入社 2002年7月 株式会社ウィークリーセンター 代表取締役 2003年5月 有限会社オフィスケーエム取締 役 2010年8月 当社取締役 2011年3月 当社取締役OLY推進部長 2011年12月 当社取締役OLY本部長（現 任）	22,854株
	取締役候補者 とした理由	当社入社以来、当社独自技術であるOLY事 業を指揮し、新たな得意先を積極的に開拓す ることにより、OLYの普及拡大を果たし当 社業績に寄与しております。また、当社事業 に関する各種経営指標の分析を通じて、当社 の経営状況を適確に把握し、取締役間の情報 の共有化を図っております。これらの実績を 踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。	
5	お 織 田 たかし 田 隆 (1957年2月23日)	1981年4月 株式会社大成土木入社 1987年4月 当社入社 1995年11月 当社神戸支店土木部長 1997年4月 当社神戸支店支店長 2000年4月 当社関西支店支店長 2012年8月 当社執行役員土木副本部長 2015年10月 当社取締役土木副本部長（現 任） 2018年1月 株式会社山栄テクノ代表取締役 社長（現任）	9,908株
	取締役候補者 とした理由	当社入社以来、土木事業に従事しており、執 行役員土木副本部長就任後は、新たな工法で あるD0-Jet工法を導入・推進し、当社土木事 業の業績に寄与しております。また、子会社 である株式会社山栄テクノの代表取締役社長 として、同社の業容拡大を図るとともに、当 社グループの土木事業の連携及び発展に努め ております。これらの実績を踏まえ、引き続 き取締役候補者といたしました。	

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました監査法人大手門会計事務所は、2020年3月30日付で当社との監査契約を合意解除いたしました。これにより同監査法人は、同日を以て当社の会計監査人を退任いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在になることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2020年3月30日開催の監査等委員会において監査法人アヴァンティアを一時会計監査人に選任し、同日付で就任しております。

つきましては、監査等委員会の決定に基づき、一時会計監査人であります監査法人アヴァンティアを改めて会計監査人に選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が監査法人アヴァンティアを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の専門性及び独立性並びに監査活動の適切性に加え、会計監査の継続性確保を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2020年7月31日現在)

名 称	監査法人アヴァンティア		
事務所所在地	(主たる事務所) 東京都千代田区三番町3番地8 泉館三番町6階		
沿革	2008年5月	監査法人アヴァンティア設立	
概要	出資金		80百万円
	構成人員	代表社員	公認会計士 2名
		社員	公認会計士 8名
			公認会計士 36名
			会計士補・ 試験合格者 22名
			その他 25名
	関与上場会社数		27社

(注) 監査法人アヴァンティアが選任された場合、当社は、同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

以 上

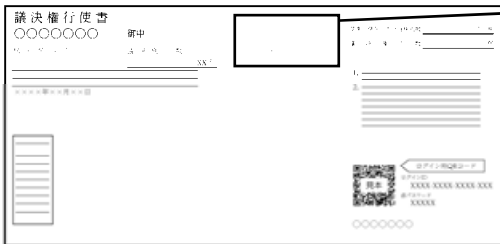


## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席する方法</b></p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p>2020年10月28日（水曜日） 午前10時</p>	 <p><b>書面（郵送）により議決権を行使する方法</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2020年10月27日（火曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	 <p><b>インターネットにより議決権を行使する方法</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2020年10月27日（火曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>
---	--	---

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



「議決権行使書はイメージです」

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第2号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者に >> 「賛」の欄に○印  
反対する場合 >> 「否」の欄に○印  
をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第1、3号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※なお、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

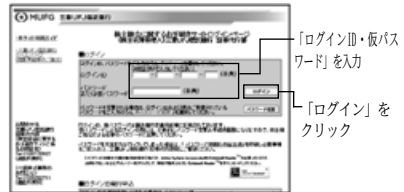
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

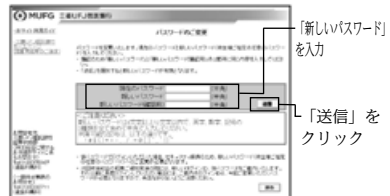
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



- 3 新しいパスワードを登録する



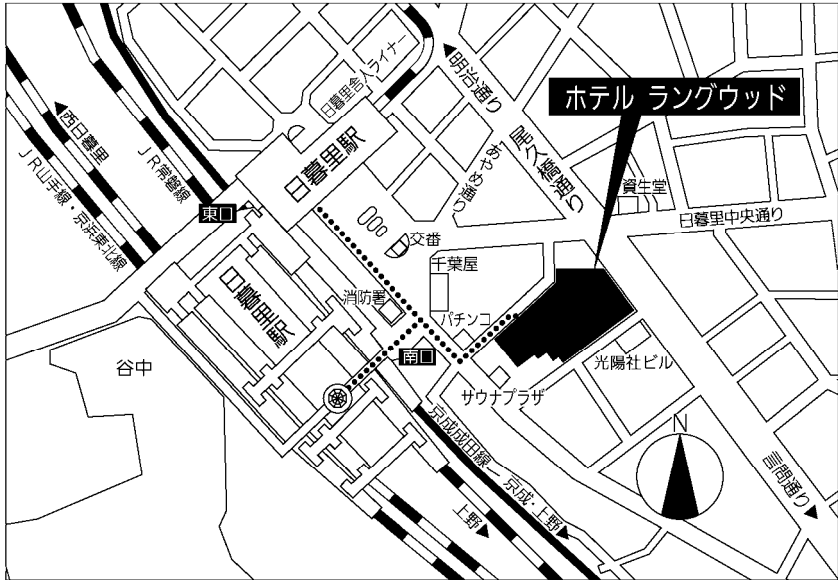
- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「操作画面はイメージです」

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

## 株主総会会場ご案内図



ホテル ラングウッド 2階 孔雀の間  
〒116-0014 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号  
電話 03-3803-1234 (代)

交通： JR日暮里駅、京成日暮里駅南口改札徒歩1分  
日暮里・舎人ライナー日暮里駅徒歩3分

※当日ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のQUOカード及び総会お土産配布の取りやめについて  
本総会の議決権行使をされた株主様へのQUOカードの配布及びお土産の配布は取りやめさせていただいております。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。